

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(2) 市民等 市民及び市内において営利を目的としない活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

修正案



(2) 市民等 市民及び市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。

修正し追加

(3) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行なう個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 協働のまちづくり 市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完及び協力し合うこと（以下「協働」という。）によって、自助、共助及び公助の取組による、住み良い地域社会を創造することをいう。

(5) 地域コミュニティ 地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域の事柄に取り組む地域社会をいう。

(6) 地域活動 地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決と地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。

(7) 市民活動 市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいう。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。